

## 森林環境譲与税の用途について

### 1 交付の目的

平成31年度に創設された森林環境譲与税は、森林の公益的機能がより一層発揮されるよう市町村や都道府県が実施する森林整備やその促進に係る財源です。

使用目的は、適正な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進める必要があり、森林整備の推進、担い手確保、人材育成、木材利用の促進、普及啓発など様々です。日南町にも令和元年度から森林環境譲与税が国より譲与されています。

### 2 用途の公表について

森林環境譲与税の用途については、適正な用途に用いられることが担保されるように市町村及び都道府県は、インターネット等により用途を公表しなければならないこととされています。

(関係法令)

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（抄）

第34条3項 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会で認定に付したときは、延滞なく、森林環境譲与税の用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

### 3 日南町への交付額

- ・令和元年度 26,836千円      令和3年度 57,168千円(予定)
- ・令和2年度 57,026千円

### 4 森林環境譲与税の用途について

事業区分	事業名	事業内容・実績など	活用金額 (千円) (前年度からの繰越を含む)	備考
意向調査	林業一般管理事務（森林経営管理法の施行に係る調査）	森林経営管理法の施行に係る森林所有者への意向調査や説明会の開催等を行った。	1,643	令和3年度へ繰越額 2,000千円
基金積立	日南町森林整備基金積立	日南町立林業アカデミーの人材育成や間伐に要する経費を積立てる。	12,294	令和3年度へ繰越額 54,546千円
計			13,937	令和3年度へ繰越額 56,546千円